

令和4年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市亀田あけぼの会館		
管理者名	環境をサポートする株式会社きらめき	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日
担当課	江南区地域総務課		
所在地	江南区曙町3丁目6番2号		
根拠法令			
設置条例	新潟市亀田あけぼの会館条例		
施設概要	1 名称	新潟市亀田あけぼの会館	
	2 所在地	新潟市江南区曙町3丁目6番2号	
	3 沿革	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和60年3月 亀田産業福祉会館として竣工（雇用促進事業団と亀田繊維工業協同組合で建設）、管理委託は亀田繊維工業協同組合が受託。 ・平成15年6月 建物が旧亀田町の所有になり、町民の生活の向上と産業、文化の発展を目的として亀田産業福祉会館条例を制定し、同年7月より施行する。 ・平成16年3月 亀田産業福祉会館条例の一部を改正し、町民の生活向上並びに教育及び文化の発展を目的に亀田あけぼの会館条例を制定し、同年4月より施行する。 ・平成17年3月 新潟市と合併により新潟市亀田あけぼの会館条例（市民の生活向上並びに教育及び文化の発展を目的）を制定・施行し、現在に至る。 	
	4 施設・設備の内容		
	(1) 敷地面積	1,123.82㎡	
	(2) 個別施設概要		
	ア 「亀田あけぼの会館」	構造	鉄筋コンクリート2階建て
		延床面積	590.40㎡
		施設内容	研修室 144.0㎡ 和室A・B 20.5㎡+20.5㎡=41.0㎡ 会議室 40.8㎡ 研修室兼展示室 81.6㎡ 管理事務室・機械室
	イ 駐車場	20台	(消雪栓敷設は1ヶ所)

施設設置目的
市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するため、新潟市亀田あけぼの会館を設置する。
管理・運営に関する基本理念、方針等
<ul style="list-style-type: none"> (1) 新潟市亀田あけぼの会館条例に基づき、市民の生活の向上並びに教育及び文化の発展に資するよう管理運営を行うこと。 (2) 公の施設管理運営の責務を認識して管理運営を行うとともに、住民サービスの向上や平等利用を確保すること。 (3) 利用者の意見及び要望を管理運営に反映させること。 (4) 利用者に対し、安全で快適な環境を提供すること。 (5) 新潟市個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を徹底するとともに、業務上知り得た情報について守秘義務を遵守すること。 (6) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費削減に努めること。 (7) 法令を遵守し、施設の管理運営を適切に行うこと。 (8) 指定管理者制度を理解し、実践すること。

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	基準利用者数の達成	利用者数を年間2,997人以上			
	基準稼働率の達成	利用率を5.1%以上			
	各種サービス別満足度	接客サービスの苦情0件			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には原則1週間以内に回答			
	設置目的に合致したサービス提供	設置目的に合致した自主事業を1件以上実施			
財 務	市の歳入の増加	使用料収入を461,400円以上			
業 務	業務仕様書等に定める事項の遵守	業務仕様書等に定める事項の遵守			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	区役所、関係機関へ即日報告			
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員研修を年1回以上実施			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

--

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)

--